

わが国幼児教育史序説(その2)

—特に法規・制度を中心として—

島 田 雅 治

4. 「学校令」時代(明治19年～昭和15年)

わが国の学校教育, なかなく義務教育制度は, 明治5年の「学制」によって出発したあと「教育令」時代, 「学校令」時代へといろいろな曲折をへながら発展し, 明治36年には教科書の国定化, 明治40年には小学校令を改正して, 六年制義務教育を確立するという極めて急速な変化, 展開をとげ, 就学率も同年には97.4%, 同44年には98.2%という驚くべき数字に達した。

これに対して, 幼児教育についても, すでに見て来たごとく, ⑥ もとより学校教育のそれに比すべくもないが, しかしその歩みを共にして次第に整備充実されて来た。幼稚園数も公私立あわせて明治37年には293園, 同40年には385園, 同44年には385園, 同44年には496園とその数も急増して来ている。⑥ そしてこうした趨勢に即応すべく, 明治44年7月に「小学校令施行規則の一部改正」が行われて来たことも, すでに指摘したところである。⑥

(5) 大正期の幼児教育界の動向 このような状況の中で大正期を迎える。教育原理や方法の面においては, 長い間フレーベル式保育, すなわち恩物中心の保育を行って来たが, 大正期に入って, 新しい保育界の指導者として倉橋惣三氏を迎え, 新しい保育の原理と方法が展開され「恩物の幼稚園から幼児の幼稚園」④への大転換が行われるなど, 幼児教育にたいする認識は高まって来た。

しかし他方, 制度, 法規の側面から眺める時, 大正15年に「幼稚園令」が制定されるまで表面的には格別の変化もなかったといえる。だ

がそれへの胎動は続けられて来ている。大正4年8月東京で開催された第一回の全国幼稚園関係者大会に続いて, 大正8年に第2回, 大正10年に第3回, 大正13年に第4回が開催され, また全国保育者大会も帝国教育会主催によって大正10年11月に開かれ, 同11年の第45回帝国議会衆議院に対する幼稚園令制定についての陳情, 同13年の帝国教育会の協議会などがもたれている。⑥ これらの動きの中において, 幼稚園長および保母の資格, 待遇の向上の問題, 幼稚園と小学校との連絡などが問題とされているが, 特に法令の改正, 幼稚園令制定への活発な動きが見られる。しかもそれは個々ばらばらの動きではなくて, 幼稚園界全体の団体としての動きであって, 漸く社会的にも注目され, 幼稚園令制定への刺戟ともなり, また幼稚園関係者はもとより, 一般への啓蒙ともなったことは見逃すことは出来ない。

(6) 幼稚園令の制定および制定事情 わが国の幼児教育史上の画期的な出来ごととして特筆に値する「幼稚園令」は, 大正15年4月21日, かの幼児教育の先覚者フレーベルの誕生日を記念して公布された。これまさにわが国に幼稚園が創設されて以来, 50年後のことであり, これによって幼稚園教育制度史上, 始めて形式, 内容, 外観ともに整ったものが生み出されたといえる。長い間これが実現を期待し, 切望していた関係者達の喜びもさることながら, これは幼児たちにとっての福音でなくてはならない。

沢柳政太郎氏は「幼稚園令」制定について次のごとく述べている。「幼稚園令といふのが勅令を以て制定せられた。今までも本令はあったが然し単に小学校令の一部分としてこれに附帯

せしめられていたに過ぎなかったのが、此の度愈々独立の法令となって制定せられたのである。……本令が単に他の法令に附随したのではなくして、公然と独立した法令として認めらるるに到ったといふ点に重要な相違がある…」といふ、さらに「……今度の幼稚園令の制定に於てその実質はたとえ小学校令にあるものと殆ど同様なるものであるとしても、然しこゝに一段の進歩が少くともその形式的方面にまたその体裁の上に進めたものであって我国の教育のために慶賀すべきことである……」^⑥として、その重要性と意義にふれている。

ところで「幼稚園令」を実現させる原動力となったのはどんな理由であろうか。幼稚園令布告の翌22日に文部省訓令第9号として公布された「幼稚園及幼稚園令施行規則制定ノ要旨並施行上ノ注意事項」によると、

「……従来幼稚園ニ関スル事項ハ小学校令並小学校令施行規則中ニ規定セラレタリ然レトモ時勢ノ進運ニ伴ヒ幼稚園事業ハ漸ク順当ニ発達シ来リタルヲ以テ其ノ制度ニ就キテ考慮ヲ要スルノミナラス当今我が国ニ於ケル社会ノ情勢ニ鑑ミテ一層其ノ施設ヲ改善スルノ必要アルヲ認ムコレ幼稚園令ノ公布ヲ見ルニ至リタル所以ナリ……」^⑦と述べて、公布の一般的事由を明らかにしている。

また倉橋惣三氏は「……これは現文部当局の誠意と此の事に長く熱心なる希望を続けて来た幼稚園教育関係者の熱心とによるものであるが事茲に至った大きな理由は、時代が幼稚園の必要と価値とを認識し、また之を大に求むるやうになって来た大勢の然らしむる所と見なければならぬ。……私立幼稚園の数は大に増加しつつある。これは議論よりも幼稚園を求むる実際の要求が年々と共に加はりつつあることを実証するものである。新に幼稚園令の制定されると共に益々此の大勢の趨ふ所に従って我邦幼稚園は量的にも又質的にも著しき進歩を見るであらう。」^⑧といっている。

これに対して本田氏はその理由を、(1)全国にその数を増した幼稚園の力が結集され、一つの団体として強力な動きを見せたこと、(2)個々の

幼稚園の内容が高まり、それにともなって幼稚園界に自信が芽生えたこと、(3)そしてこれらの背景をなした当時の社会の動向—経済的發展、思想的にはデモクラシーの台頭、個人の自由の尊重、社会問題として婦人の地位の向上、児童愛護—さらには大正12年の関東大震災を契機として、積極的な保育事業対策が講ぜられたことなどをあげている。^⑨

しこうして、これまでに至る幼稚園の発達状況については、すでに考察して来たところであるが、明治5年の「学制」の条章中に「幼稚小学」としてあげられ、ついで明治9年官立東京女子師範学校に附属幼稚園が開設され、そして明治23年の「小学校令」の中に幼稚園についての規定が設けられ、この規定にもとづいて同24年幼稚園に関する規則が制定されている。さらに明治32年に始めて幼稚園に関する独立規定である「幼稚園保育及設備規程」が設けられたが、しかし同33年改正の小学校令によって、幼稚園はこれを小学校に附設することが可能となり、この規程は、小学校令施行規則の中に収められている。このように見て来ると、幼稚園単独の法令である「幼稚園令」のもつ意義は、極めて大きいといわなくてはならない。

しかし長い間法規的、制度的に小学校の一部として取扱われて来た幼稚園が、小学校から分離独立して発達するに至った要因は、幼稚園の発達が著しく、もはや小学校の一部として便宜的に小学校令中に規定することが許されなくなったことや、従来幼稚園に関する規程が小学校令や小学校令施行規則の中に附記せられていたために、「幼稚園は小学校の附属物であるかの如き観を呈していた。かくの如き、法令の不備を指適する者が次第に多くなり、各地に開催せられる幼稚園関係者の会合に於ては、常に決議をなして当局に法令の改正を促した」^⑩ことにもよるが、最も基本的なものとしては、小学校と幼稚園の性格の差異に注目しなければならない。小学校は義務教育として、一般国民大衆を包含してそれに即応する教育を指すに対して、幼稚園は富裕階級の教育機関として性格づけられて発展して来たのである。そこに小学校

と幼稚園は性格的に相容れないものがあり、分離すべき運命にあったといえよう。^⑨ 小川正道氏も「長くその貴族的性格と都会的性格の上から、一般大衆の子弟にとっては、しばしば無縁の存在と白眼視されていた幼稚園」^⑩と述べて、その性格づけを行なっている。そして幼稚園数も附表1に示すごとく、大正15年で公立372園、私立692園と圧倒的に私立が多く、また都市に偏在している^⑪ことによっても、幼稚園と小学校との異った性格が示されている。

(7) 幼稚園令の内容 さてこの「幼稚園令」の内容の特色はどんな点にあるであろうか。その最も大きなものは、幼稚園の目的、性格についてである。幼稚園の目的は、その第1条に「幼稚園ハ幼児ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ発達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス」と規定されているが、これは幼稚園令公布前の規定と殆ど変わっておらず、相違点は「以テ」が前者において除かれているということに過ぎない。だが「以テ」が除かれることによって、幼稚園の目的、職能は(1)心身を健全に発達せしめること、(2)善良なる性情を涵養すること、(3)家庭教育を補うことという相並ぶ課題をもつことになり、従前とは異って幼稚園教育の結果としての完全な家庭の補充だけではなく、幼児を保護育成して、教育を含む家庭の機能を代行し、家庭全体の機能を補うことも目的とするものとなったとしている。^⑫ また小川氏も目的規定を分析、検討した後において、「結局は幼稚園を以て家庭教育を補う機関と考えているようである」^⑬と述べている。

このことは前出の文部大臣訓令によっても知ることが出来る。「……子女ノ教養ニ専ラニスルコト能ハサル者漸ク多カラムトスル今日ニ在リテハ幼稚園ノ任務ハ益々重要ノ度ヲ加ヘサルヲ得ス……父母共ニ労働ニ従事シ子女ニ対シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多数居住セル地域ニアリテハ幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ今後幼稚園ハ此ノ如キ方面ニ普及発達セムコトヲ期セサルヘカラス随ツテ其ノ保育ノ時間ノ如キハ早朝ヨリ夕刻ニ及フモ亦可ナリト認ム又幼稚園ニ入園セシムヘキ幼児ノ年令ニ就キテ

ハ従来ノ規定ト同シク3才ヨリ尋常小学校就学ノ始期ニ達スルマテヲ原則トスルモ特別ノ事情ノアル場合ニ於テハ3才未滿ノ幼児ヲモ入園セシメ得ルコトトセリ……」として、幼稚園の二義的性格、すなわち大衆のあるいは社会事業としての保育園の性格をも多分に持たせるに至っている。かくてわれわれは、幼稚園が幼児に対する家庭教育の相当部分を代行し、教育的要求と共に社会的要求にも応じなければならない使命・性格をもっていたことを知ることが出来る。

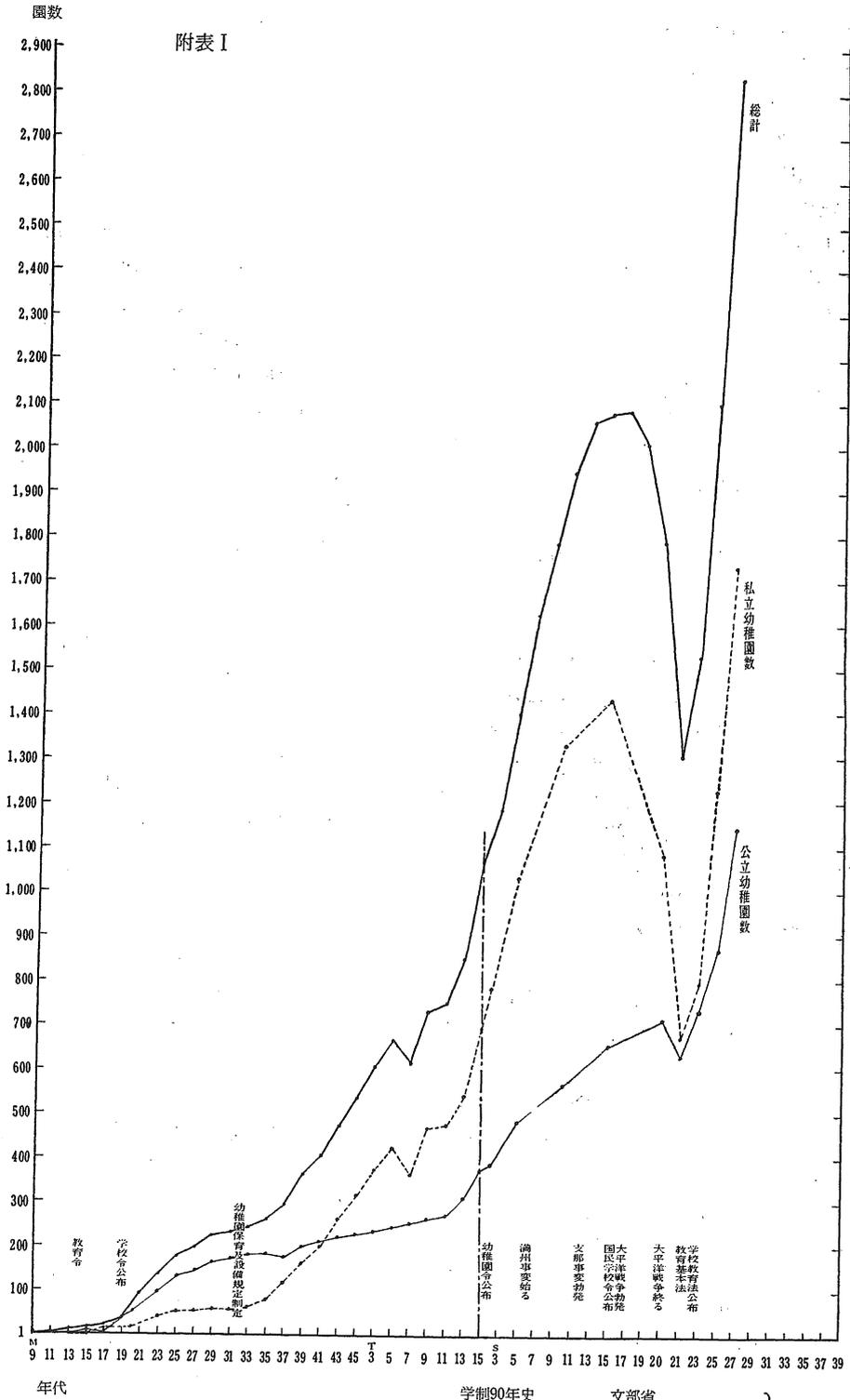
しかし皮肉なことには、「家庭教育ヲ補フ」思想の背景として予想される、家庭の境遇さえよければ、家庭において幼児保育に十分留意出来るから、幼稚園のごとき施設を必要としないであろうと考えられていた、いわゆる「家庭教育ヲ補フ」必要があまりない上流階級の子女によって、依然として幼稚園が占められていたということである。そのわけは、幼稚園の保育料が高いことや、幼稚園と託児所が幼稚園令施行を契機として完全に分離する結果となったことなどによるといわれている。^⑭

第2の点は保育項目についてである。幼稚園令施行規則第2条に「幼稚園ノ保育項目ハ遊戯・唱歌・観察・談話・手技等トス」と規定して明治32年の規定による遊戯・唱歌・談話・手技のほか新しく観察を加え、5項目となっている。そして最後に「等トス」を加えているが、そのことから知られるように、この5項目は例示規定であって、限定規定ではないことを示している。これは当事者たちに、学術の進歩、実際の経験に応じて適宜工夫しうる余地を与えたものと考えられる。それは当時の初等教育界に新しい教授法の導入、自由主義的教育説の台頭、心理学やテストの発達などによる科学教育の尊重などの風潮があり、幼稚園界もこうした影響をうけ、また倉橋惣三氏の新しい保育の主張がなされていた頃でもあったからであろう。

次には保母の問題である。幼稚園令第8条に「園長ハ園務ヲ掌理シ所属職員ヲ監督ス園長ノ資格ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム」とし、同施行規則第8条で「公立幼稚園ノ園長タルヘキモノハ小学校ノ本科正教員又ハ保母免許状ヲ

わが国幼児教育史序説

附表 I



学制90年史 文部省
 日本の成長と教育 文部省
 日本幼稚園史 新庄よしこ・倉橋惣三 } による

有スル者若ハ教員免許ニ依ル教員免許状ヲ有スル者タルヘシ」とその職責や資格を明示している。そして特に「保育ノ任ニ当ル者ノ人格カ幼稚園ニ及ホス影響モ決シテ鮮少ナラス」として園長および保育者に教育者としての相当の教養があることを求めている。それはいうまでもなく、教育者こそ幼稚園発達の基盤をなすものと考えたからに外ならない。「凡ソ教育上ノ効果ハ主トシテ教育者其ノ人ノ適否如何ニ由リ校舍設備ノ若キニ至リテハ寧ロ第二義ニ属ス是ノ故ニ幼稚園ノ設備ニ関シテハ其ノ大綱ヲ規定スルニ止メカメテ土地ノ状況ニ適応セシメ且其ノ設置ヲ容易ナラシムコトヲ期セリ」と文部省訓令に述べていることを忘れてはならない。

その他重要な点としては、年令、保育時間の問題があるが、それは先に述べたところでありさらに収容人数については、従来「105人マデ」とあったのを、特別の事情あるときは「約200人マデ」に増すことが出来るようになったことである。

以上によって、「幼稚園令」制定の背景、性格、内容などを大凡知ることが出来たが、これによって幼稚園界は一応安定し、その後の数的発展にはめぐましいものがあり、^⑧ また幼稚園教育も一層の発展の緒についたともいえるのである。

(8) 昭和初期の動向と幼児教育 昭和時代に入ると、わが国は徐々に戦時体制への歩みを進め、昭和6年には満洲事変が、ついで昭和12年には支那事変が勃発し、ついには太平洋戦争に突入するという戦争の道を歩むことになる。従ってこの時代は対外的、対内的の両面において問題の多い時代であった。国内においては社会的、政治的、経済的な矛盾や困難が山積し、それに対する強力な思想統制と弾圧、対外的軍事力の増強が計られたのであった。

このような状態の中にあっては、真の意味の教育的発展や前進は望むべくもなく、たゞそうした状況に対処するために、昭和10年に従来の実業補習学校と青年訓練所を統合して、「青年学校令」による「青年学校」が新設され、中等教育の内容改正が行われたことを除いては、教

育制度的にはみるべき進展や改革はみられない。

こうした状況下にあつて、幼稚園はどうであつたろうか。他のすべての学校教育の体系が、いわゆる準戦時体制への方向をたどらざるを得なかった当時、幼稚園は少くとも表面的には、そういうことに影響、拘束されることなく発達していたといえよう。それは「幼稚園という制度がわが国教育体系の中でも比較的あいまいな位置づけをされていたために権力の支配下から除外されがちであつたこと。および幼児という対象の特殊さの故に、極端な方向づけが不可能であつたことに帰因する」^⑨ のであり、また「護国の精神と実用主義の教育に対し未だ知的にも情緒的にも眼にみえる変化を期待し得ない幼児期」^⑩ であつてみれば、あるいは当然のことであつたといわなくてはならない。かくてこゝに一般教育社会との間の「ずれ」があり、良きにつけ、悪しきにつけて社会から遊離し、加えて幼児期に対する正しい認識の欠乏によって、これまで幼稚園教育が長い間ともすれば軽視され、他の学校系統より発達が遅れている所以を知ることが出来る。

(9) 教育審議会の設置と幼稚園 昭和12年7月支那事変が勃発し、学校教育においても次第に軍国主義の色彩が濃くなって来た。こうした内外の情勢にかんがみ、教育の内容および制度の刷新方策などを樹立するために、勅令によって内閣に「教育審議会」^⑪ が設置された。その第1回総会において「我国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スヘキ方策如何」という諮問第1号がなされたが、これに対し(1)「青年学校義務制実施ニ関スル件」(昭和13・7・15)、(2)「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件」(昭和13・12・8)など7項にわたり、次々に答申がなされた。^⑫

この答申によって、「国民学校」と「師範学校」は後に制度化されたが、幼稚園だけはほとんど制度的な改正はなされなかった。しかしこの答申は「家庭ヲ扶ケテ幼児保育ノ完全ヲ期スルノ要愈々緊切ナルモノアリ」とし、「家庭教育」や「女子教育」と共に「一層幼稚園ノ普及

発達ヲ図ル」ことを要請し、次のような「幼稚園ニ関スル要綱」を發表した。

1. 幼稚園ノ設置ニ付一層奨励ヲ加フルト共ニ特別ノ必要アル場合ハ簡易ナル幼稚園ノ施設ヲモ認ムルコト
2. 幼児ノ保育ニ付テハ特ニ其ノ保健並ニ躰ヲ重視シテ之が刷新ヲ図ルコト
3. 保姆ニ付テハ其ノ養成機関ノ整備拡充ニカムルト共ニ其ノ待遇ノ改善ヲ図ルコト
4. 幼稚園ト家庭トノ關係ヲ一層緊密ナラシムルト共ニ之ニ依リ家庭教育ノ改善ニ裨益セシメ、併セテ幼稚園ノ社会教育的機能ノ發揮ニカメシムルコト

これが当時の幼稚園教育の思想や実践に大きな影響を与えたことはいうまでもない。

5. 「国民学校令」時代（昭和16年～昭和21年）

(10) 国民学校令の公布 教育審議会の「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件」の答申にもとづいて、昭和16年3月1日に「小学校令」の改正として、「国民学校令」が公布され、ついで同月14日「小学校令施行規則」の改正として「国民学校令施行規則」が公布され、いずれも同年4月1日から実施されることになった。

国民学校の基本理念は、「国民学校令並ニ国民学校令施行規則公布ニ際シ地方長官ニ対スル訓令」⁹⁾に明らかなごとく、「未曾有ノ世局ニ際会シ庶政ヲ一新シテ国家ノ総力ノ發揮ヲ必要トスルノ秋ニ当リ教育ノ内容及制度ヲ検討シテ其ノ体制ヲ新ナラシメ……」る必要から「我が国独自ノ教育体制ヲ確立センコトヲ期シ茲ニ国民全体ニ対スル基礎教育ヲ拡充整備シテ名実共ニ国民教育ノ面目ヲ一新シクク皇国ノ負荷ニ任スヘキ国民ノ基礎的鍊成ヲ完ウ……」せんとしたことが示されている。

(11) 国民学校の目的 国民学校の目的は、同令第一条の「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス」¹⁰⁾であった。「皇国ノ道」とは、教育勅語に示された「国体の精華と国民の守るべき道との全体」であり、「初等普通教育」とは

その教育の内容を示し、「基礎的鍊成」とは、教育の方法を示したものである。かくて国民学校の教育目的は国家主義的色彩が一段と濃厚となって来た。

その他制度面で注目すべき点は、義務教育年限が8年に延長され、初等科6年、高等科2年となったことである。もっとも8年の義務教育は昭和19年から実施されることになっていたが、太平洋戦争のため実施されなかった。また内容面では従来の教科が根本的に再編成され、国民科—修身・国語・国史・地理、理数科—算数・理科、体鍊科—体操・武道、芸能科—音楽・習字・図画・工作・裁縫・家事（高等科）の4つに統合され、新たに実業科—農業・工業・商業・水産が加えられた。そしてこれらは、「鍊成」という方法によって行われ、強化されていった。

(12) 太平洋戦争の勃発と教育 昭和16年10月に戦時内閣としての東条内閣が成立し、その後間もない12月8日、ついに太平洋戦争が起った。かくして戦局は日ごとにきびしさを加え、教育はほとんど戦時対策に集中せざるを得ない状況であった。がその中でわずかに、先の「教育審議会」の答申を基礎として、昭和18年3月に「師範教育令」の改正が公布され、府県立から官立となり、予科2年、本科3年の修業年限とし、専門学校程度に昇格させた。これよりさきの昭和18年1月には「中等学校令」が公布され、修業年限が4年にされている。しかし時局がますます急迫するに及んで、ついに学校の修業年限を短縮する非常措置がとられることとなったのであるが、（法的措置としては、昭和16年10月勅令が公布されて、「大学学部ノ在学年限又ハ大学予科、高等学校高等科、専門学校若ハ実業専門学校ノ修業年限ハ当分ノ間夫々6月以内之ヲ短縮スルコトヲ得」と定められた。）師範学校は義務教育年限延長に應ずるためとはいえ、延長されたことは注目に値することである。

しかし昭和18年ともなると、戦争はいよいよひっ迫し、残された唯一の義務として、学徒の全面的動員が始った。同年10月閣議決定の「教

育ニ関スル戦時非常措置方策」^④は、このきびしい要請にこたえたものである。だが昭和19年になると、学徒に対する要求はますます強くなり、同年1月「緊急国民勤労動員方策要綱」の決定、その一環として「緊急学徒勤労動員方策要綱」の実施を見るに至る。アメリカのB29による日本の本土攻撃が熾烈となった頃、国民学校初等科児童たちを大都市から田舎へと疎開させた。昭和20年戦局は一段と苛烈となり、同年3月には「決戦教育措置要綱」^⑤の閣議決定により、国民学校初等科を除き学校における授業は、昭和20年4月1日以来原則としてこれを停止することとなり、また同年5月「戦時教育令」^⑥によって最後の決戦段階に突入した。しかしながら8月には、わが国の無条件降伏によって敗戦となった。

(13) 幼稚園教育の状況 以上のような戦時態勢下において、ひとり幼稚園だけがその外にあることは許されなかった。昭和16年3月「国民学校令」の実施と同時に、保育問題研究会は「国民幼稚園要綱試案」を発表し、国民幼稚園は皇国の道に則る保育機関であることを求め、保育内容も戦時色を深めている。^⑦

昭和16年10月文部省は、学校防空緊急対策に関する通牒を発し、「幼稚園については空襲の危険の切迫とともに一定期間授業を中止することあるべきこと」^⑧を指示していたが、戦争の初期の段階ではかえって勤労家庭の幼児の保護という立場から、幼稚園の戦時態勢化が強く要望されていた。ついで昭和18年4月には「高等女学校規程」が改正され、幼稚園や託児所を付設し、生徒が世話することが定められた。

しかし先に述べたごとく、昭和18年戦局がきびしさを加えると共に、婦人労働の強化により幼稚園は次第に保育所へと転用されるものが多く、幼稚園としては大部分が休園の形となっていたが、昭和19年4月になると東京都は「幼稚園閉鎖令」を出し、5月には「戦時託児所設置規準」^⑨を定めた。これに至って、幼稚園のもつ教育的機能は第2義的となり、主として保育欠損児を対象とした幼児の保護を第1義とする戦時保育所の営みが展開された。しかしながら

戦争末期には、空襲も激しくなり、施設が戦災を受けたり、疎開も手伝って、大都市ではこれらの施設もほとんど閉鎖されたことはいうまでもない。

以上によって「国民学校令」時代における、幼稚園について考察してきたが、これまでもしばしば指摘して来たように、他の学校系統と比較するとき、戦時体制下において、幼稚園はその影響するところの最も少いところであったといわなくてはならない。例えば、昭和18年10月に閣議決定された「教育ニ関スル戦時非常措置方策」においても、国民学校・青年学校・中等学校・高等学校及専門学校・各種学校とすべての学校教育機関にふれられながら、幼稚園だけは除外されているのである。

また、従来からの懸案であった幼児保育制度の一元化の問題が、明治15年の「簡易幼稚園」の設置を始めとして、一部上流階級の専有物として終始せず、その社会的機能をも発揮させ、また福祉施設としての託児所を、幼稚園の中に吸収しようとする努力が試みられてはいたが、^⑩大正15年の「幼稚園令」ではその第1条の目的の中に「家庭教育ヲ補フ」ことを明示して、社会事業としての保育の使命をあわせになうよう意図した。^⑪そして幼稚園と保育所を戦時託児所に再編・統合されていく中で、両者を一体とする保育施設を設置しようとする気運を促すかにみえたが、これもその後の幼児教育史が示すようにあえなく消え去ってしまった。

〔注〕

- ①島根大学論集（教育科学）第12号，昭和37年12月，33頁～42頁
- ②日本幼稚園史，倉橋惣三・新庄よしこ共著，423頁
- ③前出，島根大学論集，40頁
- ④幼稚園の歴史，津守真・久保いと・本田和子共著，昭和34年12月，恒星社厚生閣 239頁
- ⑤前出，日本幼稚園史，438頁～442頁および日本の保育，一番ヶ瀬康子其他，昭和36年12月，医歯薬出版 K.K.，287頁～288頁参照
- ⑥新令解釈幼稚園研究，大正15年7月，帝国教育会，文化書房，1頁～6頁
- ⑦同前，附録13頁

わが国幼児教育史序説

- ⑧同前, 10頁
- ⑨前出, 幼稚園の歴史, 242頁～243頁
- ⑩前出, 島根大学論集
- ⑪明治・大正・昭和思想学説人物史第3巻, 179頁
- ⑫近代の学校, 仲新著, 昭和28年1月, 金子書房 160頁
- ⑬幼児教育学(教育学テキスト講座第10巻), 編集者代表梅根悟, 1962.5, 御茶の水書房, 229頁～227頁
- ⑭前出, 幼稚園研究の附録に大正15年当時の全国各道府県別の幼稚園の名称, 位置, 設置年月, 設立者などがのせられているが, それによって公私立の別や地域的に都市およびその周辺が如何に多いかを知ることが出来る。
- ⑮東京都立大学人文学会「人文学報」, 昭和35年3月62頁
- ⑯教育学論集・日本教育学会, 昭和19年7月, 53頁, しかし小川氏自身はこうした性格に決して満足しているわけではない。
- ⑰前出, 人文学報, 63頁
- ⑱前出, 幼稚園研究, 15頁～16頁
- ⑲附表1参照
- ⑳前出, 幼稚園の歴史, 250頁
- ㉑前出, 人文学報, 67頁
- ㉒日本教育制度史料第1巻, 406頁
- ㉓学制八十年史・文部省, 969頁
- ㉔日本教育制度史料第2巻, 265頁～266頁
- ㉕前出, 学制八十年史, 801頁
- ㉖同前, 945頁
- ㉗同前, 947頁
- ㉘同前, 753頁
- ㉙国民幼稚園要綱試案の詳細については, 前出日本の保育, 144頁～146頁参照
- ㉚前出, 学制八十年史, 347頁
- ㉛前出 日本の保育, 291頁, 日本保育年表による。
- ㉜同前, 139頁～144頁参照
- ㉝「幼稚園令」における社会事業的性格については, 前出「人文学報」77頁以下にくわしい。